

高知県教育委員会共催及び後援事業承認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県教育委員会が共催又は後援する事業に係る承認事務の適正な取扱いを図るため、その承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 官民協働及び市町村政との連携協調を推進するため、高知県教育委員会が事業の企画、運営等に参画し、経費を一部負担する等当該事業について責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 教育、芸術又はスポーツの振興等に貢献するため、高知県教育委員会が事業の実施について賛同することをいう。

(名義)

第3条 高知県教育委員会が行う事業の共催又は後援の名義（以下「名義」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高知県教育委員会
- (2) 高知県教育委員会事務局に属する事務所及び教育機関（県立学校を除く。）（以下「教育機関等」という。）

(承認基準)

第4条 共催の承認基準は別表1に、後援の承認基準は別表2にそれぞれ掲げるとおりとする。

- 2 映画等の映像作品の上映を伴う事業については、前項の承認基準に加え、別表3に掲げる映像作品の承認基準を満たさなければならないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育上の見地から教育長が特に必要があると認める事業については、共催又は後援の承認をすることができるものとする。

(申請手続)

第5条 共催又は後援の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式を、名義使用（高知県教育委員会の共催又は後援の名義を使用した文書、ポスター等の印刷作業を含む。）開始の14日前までに、教育長又は教育機関等の長（以下「教育長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 教育長等は、前項の規定による申請に不備等が認められる場合は、当該申請の補正を指示し、又は当該申請を受理しないことができるものとする。

(決定)

第6条 前条第1項の規定による申請があった場合、第3条第1号に規定する名義の使用については、共催又は後援の申請があった事業を所管する課長（事業を所管する課長が明確でない場合は、事業の目的、内容又は主催者等との関連性を鑑みて教育政策課長が指定する課長。以下「主管課長」という。）においてその内容を審査し、承認するときは別記第2号様式による承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ申請者に通知するものとする。この場合においては、主管課長は、教育次長の決裁を受けるものとする。（次条第1項の規定により主幹課長において処理することができるものを除く。）

- 2 第3条第2号に規定する名義の使用については、教育機関等においてその内容を審査し、承認するときは別記第3号様式による承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 3 主管課長又は教育機関等の長は、申請内容が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は、高知県教育委員会共催事業等審査会の意見を聴くことができる。

- (1) 重要と認められるとき。
 - (2) 異例に属し、又は先例になるおそれが認められるとき。
 - (3) 疑義又は紛議があるとき又はこれらを生ずるおそれがあると認められるとき。
- 4 主管課長及び教育機関等の長は、第1項又は第2項の規定により承認又は承認しない旨の通知を行った場合は、翌年度の4月15日までに、別記第4号様式により教育政策課長へ報告するものとする。

(指定事業)

第7条 第5条第1項の規定による申請があった場合で、事業内容が第4条の承認基準に該当し、かつ、当該事業を積極的に推進する必要があると認められる事業であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するもの(次項において「指定事業」という。)については、過去4年以内に承認実績がある主催者からの申請であるものに限り主管課長において処理することができる。

- (1) 高知県又は他の都道府県教育委員会の行う教育に関する事業
 - (2) 教育に関する国の事業又は国が推薦する事業
 - (3) 県単位以上の教育に関する各種研究大会
 - (4) 県単位以上の公立の中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)、義務教育学校、高等学校が参加する体育大会
 - (5) 公立学校長会の行う教育に関する各種大会
 - (6) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校又はこれらの連合体が行う児童生徒の作品若しくは学力等の発表会又はコンクールの大会
 - (7) 前各号に掲げる事業と同程度の規模のもので異例に属さないもの
- 2 指定事業に対する承認の決定及び通知については、前条第1項前段の規定を準用する。

(事業計画の変更等)

第8条 第6条第1項(前条第2項において準用する場合を含む。)又は第2項の規定による後援又は共催の承認(以下「承認」という。)を受けた事業の主催者は、申請後に事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について、別記第5号様式により教育長等に届け出なければならない。

(事業の完了報告)

第9条 承認を受けた事業の主催者は、当該事業完了後1月以内に別記第6号様式を教育長等に提出しなければならない。ただし、前条の規定により中止の届出を行った場合を除く。

(承認の取消し)

第10条 教育長等は、承認をした事業につき、当該事業の内容が第4条の承認基準に該当しなくなったと認められるときその他共催又は後援することが不適当となったと認められるときは、その承認を取り消すものとする。

- 2 前項の規定による承認の取消しについては、第6条第1項から第3項までの規定を準用する。

(無断使用)

第11条 承認を受けていない事業又は前条の規定により承認の取消しを受けた事業について、名義が無断使用された場合(承認前において、名義を使用した文書、ポスター等の印刷を行い、又はインターネット等において公表した場合等を含む。)、教育長等は、当該無断使用を行った事業の主催者に対し警告書を出すことができる。

(雑則)

第12条 教育長等は、前条の無断使用が確認された事業並びに申請者が事実と異なる申請を行った事業及び第9条の規定による事業の完了報告を行っていない事業について、以後、当該事業の主催者からの共催又は後援の申請に対し、承認をしないものとするができる。

- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に提出された第5条第1項の申請については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年7月11日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に提出された第5条第1項の申請については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年8月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に提出された第5条第1項の申請については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に提出された第5条第1項の申請については、なお従前の例によることができる。

別表1（第4条関係）
共催事業の承認基準

<p>主催者についての承認基準</p>	<p>主催者について、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号から第3号までに掲げるいずれにも該当せず、かつ次に掲げる1から3までのいずれかに該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びにその連合体 2 新聞社、放送局等の報道機関 3 公益法人その他教育、芸術、文化又はスポーツの向上普及に寄与する事業を行う団体（宗教団体及び政治団体を除く。）
<p>事業内容についての承認基準</p>	<p>事業内容について、次に掲げる1から7までの全ての項目に該当しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高知県教育委員会の教育行政の運営方針及び公序良俗に反しないものであること。 2 幼児教育、学校教育、特別支援教育、生涯学習、スポーツ健康教育、人権教育等、高知県教育委員会の所掌事項と関連するもので、高い公益性を有すると認められるものであること。 3 政治的、宗教的又は商業的活動に関する宣伝、勧誘等を目的とするものでないこと。 4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと。 5 事業内容及び規模からみて、営利を目的とするものでないと客観的に判断されるものであること。 6 高知県教育委員会が負担する責任の範囲が明確になっているものであること。 7 事業の開催にあたり、公衆衛生に関する十分な措置が講じられていること。

別表2（第4条関係）
後援事業の承認基準

<p>主催者についての承認基準</p>	<p>主催者について、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号から第3号までに掲げるいずれにも該当せず、かつ次に掲げる1から3までのいずれかに該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びにその連合体 2 新聞社、放送局等の報道機関 3 公益法人その他教育、芸術、文化又はスポーツの向上普及に寄与する事業を行う団体（宗教団体及び政治団体を除く。）
<p>事業内容についての承認基準</p>	<p>事業内容について、次に掲げる1から6までの全ての項目に該当しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公序良俗に反しないものであること。 2 幼児教育、学校教育、特別支援教育、生涯学習、スポーツ健康教育、人権教育等、高知県教育委員会の所掌事項と関連するもので、高い公益性を有すると認められるものであること。 3 政治的、宗教的又は商業的活動に関する宣伝、勧誘等を目的とするものでないこと。 4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと。 5 事業内容及び規模からみて、営利を目的とするものでないと客観的に判断されるものであること。 6 事業の開催にあたり、公衆衛生に関する十分な措置が講じられていること。

備考 事業内容が、広く公衆に自らの主義主張を伝えるもの（講演会、講座等）であっても、多様な意見を排除しないと判断できるものについては、事業内容についての承認基準2に該当するものとし、「高知県教育委員会は公益に資する自由な議論の場の確保のため当該事業を後援している」旨の文言を配布チラシ等に明記することを条件に、承認をするものとする。

別表3（第4条関係）
映像作品の承認基準

承認基準	<p>事業において上映される映像作品について、その全てが、次に掲げる1から3までのいずれかに該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 映像作品が、「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」とされたものであること。 2 映像作品が、国又は地方公共団体若しくは公益社団法人日本PTA全国協議会の推薦を得たものであること。 3 映像作品が、次に掲げる(1)から(5)までの全ての事項について国、地方公共団体その他これに準ずる公共的団体の認証を得たものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 別表1「事業内容についての承認基準」2、3及び4を満たすものであること。 (2) 事実に関する描写は、正確かつ中立的であること。 (3) 倫理性に欠け、又は風紀を乱すものでないこと。 (4) 画面、色彩、音声、用語及び解説が適切であること。 (5) 社会的な悪影響又は社会的非難のおそれがないものであること。
------	---

- 備考
- 1 国又は地方公共団体とは、国又は地方公共団体の長、内部組織又は地方行政機関をいう。
 - 2 国、地方公共団体その他これに準ずる公共的団体とは、備考1に掲げるもののほか、これらの行政事務を代行し、又は補完する業務等を行う団体であって、教育長等がその都度認めたものをいう。
 - 3 映像作品の上映時間が事業の実施時間の2分の1未満である事業には、この基準を適用しない。

別記

第1号様式（第5条関係）

高知県教育委員会（共催・後援）申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

団 体 名
所 在 地
代表者職・氏名
代表者生年月日

高知県教育委員会共催及び後援事業承認事務取扱要領第4条の規定に該当する事業を下記の内容で実施しますので、同要領第5条第1項の規定に基づき（共催・後援）を申請します。

記

事業の名称	
開催日時 (期間)	年 月 日 () 年 月 日 () 午前・午後 時 分 午前・午後 ~ 時 分
開催場所	
目的及び内容	
主催団体名	
他の共催・ 後援団体	
入場料等	
参加見込者数	
連絡責任者 及び連絡先	
備考	

※ 裏面にも要記載箇所等がありますので必ずご記載ください。

<申請時の確認事項、注意点等>

- 1 事業を実施する際及びその前後において、特定の団体の利益を目的とした活動（宣伝、勧誘等）が行われることが認められる場合は、共催又は後援の承認を行うことができない場合がありますので、ご注意ください。
- 2 高知県教育委員会共催及び後援事業承認事務取扱要領（4(4)において「要領」という。）別表2の備考の規定により、事業内容が、広く公衆に自らの主義主張を伝えるもの（講演会、講座等）であって、多様な意見を排除しないと判断できるものについては、事業内容についての承認基準2に該当するものとしています。下記の事項に全て該当する場合、多様な意見を排除しないものと認められますので、該当するものの内にチェックマーク（レ）を記入又はクリックして入力してください。
なお、下記の事項に全て該当しないものの、他の多様な意見を排除しない手段又は方法を実施する場合には、表面備考欄にその旨及び実施する他の手段又は方法について具体的に記入ください。
 講演会、講座等の事業において伝える主義主張と異なる主義主張を有する可能性があるといった理由のみで、参加を制限する等しない。
 参加者が意見を表明することができる機会（質疑応答を含む。）を設けている。
- 3 表面の各欄はできる限り詳細に記入してください。また、共催の申請を行う場合は、表面備考欄に高知県教育委員会に求める役割、責任等の範囲を記入してください。表面備考欄中に収まらない場合は、別紙に記入してください。なお、記載内容が不明瞭である場合は、申請書を受理できないことがありますので、ご注意ください。
- 4 申請書に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - (1) イベントの具体的な内容についての資料（開催要項、企画書、チラシ等）
 - (2) 主催団体の活動についての資料（団体の規約、役員名簿、今までの活動内容概略等）（主催団体につき初回の申請である場合）
 - (3) 収支予算書（入場料等を徴収する場合）
 - (4) 要領別表3の映像作品の承認基準を満たしていることを証する書類（映画等の映像作品の上映を伴う事業である場合）
- 5 申請書は名義使用（高知県教育委員会の共催又は後援の名義を使用した文書、ポスター等の印刷作業を含む。）開始の14日前までに提出してください。

第 2 号様式（第 6 条関係）

番 号
年 月 日

様

高知県教育長

（共催・後援）事業の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった高知県教育委員会の名義使用に係る事業の（共催・後援）については、下記のとおり承認します。

記

- 1 対象事業
- 2 期 間 承認の日から 年 月 日まで
- 3 事業計画変更 申請後事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに届けてください。
- 4 事業完了報告 事業完了後、1月以内に事業の結果を提出してください。
- 5 留意事項 事業の内容が（共催・後援）の承認基準に該当しなくなったと認められるときその他（共催・後援）することが不適當となったと認められるときは、承認を取り消すこととなります。

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

教育機関等の長

（共催・後援）事業の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった（教育機関等）の名義使用に係る事業の（共催・後援）については、下記のとおり承認します。

記

- 1 対象事業
- 2 期 間 承認の日から 年 月 日まで
- 3 事業計画変更 申請後事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに届けてください。
- 4 事業完了報告 事業完了後、1月以内に事業の結果を書面で提出してください。
- 5 留意事項 事業の内容が（共催・後援）の承認基準に該当しなくなったと認められるときその他（共催・後援）することが不適當となったと認められるときは、承認を取り消すこととなります。

第5号様式（第8条関係）

高知県教育委員会（共催・後援）事業（変更・中止）届出書

年 月 日

高知県教育委員会 様

（申請者）
所在地
団体名
代表者 （職・氏名）

年 月 日付けで承認を受けた高知県教育委員会（共催・後援）事業の（変更・中止）について、下記のとおり届け出ます。

記

事業の名称	
変更の内容 （変更の場合に限る）	
変更・中止理由	

第6号様式（第9条関係）

高知県教育委員会（共催・後援）事業完了報告書

年 月 日

高知県教育委員会 様

（申請者）
所在地
団体名
代表者（職・氏名）

年 月 日付けで承認を受けた高知県教育委員会（共催・後援）事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
開催日時 (期間)	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分
開催場所	
目的及び内容	
主催団体名	
他の共催・ 後援団体	
入場料等	
参加者数	
連絡責任者 及び連絡先	
備考	

※ 事業の内容につき参考となる資料（チラシ、報告書等）がある場合添付ください。